

幸区市民活動コーナー利用者の会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幸区市民活動コーナー運営要綱第2条に定める「幸区市民活動コーナー利用者の会」(以下「利用者の会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 利用者の会は、幸区市民活動コーナーについて、幸区役所と相互に連携して、協働で運営することを目的として設置する。

(活動内容)

第3条 利用者の会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 幸区市民活動コーナーの運営に関すること。
- (2) 幸区市民活動団体間の情報交換及び交流に関すること。
- (3) 市民活動の活性化のために必要なこと。

(組織)

第4条 利用者の会は、幸区市民活動コーナー運営要綱第3条に規定する登録を決定した団体(以下「登録団体」という。)で構成する。

(役員会)

第5条 利用者の会に役員会を設置する。役員は、互選により選出された登録団体の代表者で構成する。

- 2 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 役員会は、運営部会のほか必要に応じて部会を設置できるものとする。

(会長、副会長)

第6条 利用者の会には、会長及び副会長を置くものとし、役員の中から選出する。

- 2 会長は、利用者の会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(全体会議)

第7条 利用者の会は、年に1回、全ての登録団体が参加する全体会議を開催する。ただし、必要に応じて臨時の全体会議を開催することができる。

(庶務)

第8条 利用者の会に関する庶務は、まちづくり推進部地域振興課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 5 月 7 日から施行する。